

議会運営委員会報告書

平成27年5月26日

備前市議会議長 田 口 健 作 殿

委員長 橋 本 逸 夫

平成27年5月26日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

- 1 第3回定例会第1日目の議事運営について
 - ① 動議について
 - ② 発議第2号 議案第46号ヘルスパ日生(健康づくり施設)設置条例を廃止する条例の制定についてに対する附帯決議の提出について

議会運営委員会記録

招集日時	平成27年5月26日（火）		本会議休憩中	
開議・閉議	午前10時36分	開会 ～	午前10時49分	閉会
場所・形態	委員会室A・B	会期中(第3回定例会)の開催		
出席委員	委員長	橋本逸夫	副委員長	西上徳一
	委員	尾川直行		津島 誠
		掛谷 繁		星野和也
欠席委員	なし			
遅参委員	なし			
早退委員	なし			
列席者等	議長	田口健作	副議長	守井秀龍
	委員外議員	なし		
	紹介議員	なし		
	参考人	なし		
説明員	議会事務局長	草加成章	議会事務局次長	入江章行
	議事係長	石村享平	議事係主査	青木弘行
傍聴者	議員	なし		
	報道関係	なし		
	一般傍聴	なし		
審査記録	次のとおり			

午前10時36分 開会

○橋本委員長 それでは、ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

先ほど田原議員のほうから動議が提出されました。

不祥、私が賛同いたしましたことによりまして動議は成立をいたしました。この議会運営委員会は、先ほどの動議を日程に追加して、きょう行うのかどうかについてであります。

事務局が説明いたします。

○石村議事係長 それでは、事務局から御説明申し上げます。

本会議において田原議員より、附帯決議案を提出したい旨の動議が提出されております。会議規則第16条の規定による所定の賛成者がおられましたので、提出された動議は成立いたしております。また、休憩中に田原議員、橋本議員から会議規則第14条の規定による附帯決議案が提出されております。お手元にお配りしております。先例により議員提出の議案は議会運営委員会の協議を経て本会議に提出されることになっておりますので、この附帯決議案についての審議方法等について御協議をいただきたいと思っております。

本動議の成立に伴うここからの議事でございますが、附帯決議案提出の動議は日程追加を要する動議でございますので、まず日程に追加して審議するかどうかを本会議で諮っていただきます。これを可決した後に動議の内容について審議を始めることになります。

議案に対する附帯決議案でございますが、備前市議会の例で申しますと案件の付託された委員会において採決の後、委員会の意見として決議されたこともございますが、委員長報告にあわせて報告され、本会議で議決したことは合併後ではございません。しかしながら、要件の整った附帯決議という決議案でございますので、正式な手続を経れば本会議での審議は可能と考えます。

日程追加が可決された場合の日程でございますが、お手元に参考としてA4に縮小した日程表を配付いたしておりますとおり、議案第46号に付随する決議案であること、また関連のある請願2件が次の議題となることから、さきの案件に先立ち議題としてはと考えております。

審議方法は、発議者である田原議員より提案説明をいただき、発議者に対する質疑を経て委員会付託、討論を省略して簡易採決を行ってはと考えております。

仮に日程追加が否決された場合でございますが、日程追加の否決は、現在審議することが拒否されたというだけで、発議案は生きておりますので、次回の本会議に発議案上程から採決までの日程を議長が掲載されることになります。

○橋本委員長 ただいま事務局より説明がありましたが、これに対しまして委員の皆さん質問があれば。

○尾川委員 今回の説明じゃ附帯決議も可能ということですか。今まで先例はねえということ。

○石村議事係長 議案に対する附帯決議は、委員会での附帯決議というのはございました。委員会で附帯決議案が出ると委員長報告で審議結果等の報告とあわせてされておりましたが、今回の議案につきましては委員会の附帯決議はついておりません。議案の本会議での審議結果が出た段

階で附帯決議案が本会議に提出されたということでございます。

○尾川委員 ちょっとようわからん。要は普通委員会で附帯決議つけるべき事柄のその手続を怠ったというか、いろいろな事情でこういう段階に持っていきたいということなん。それは会議規則というか、地方自治法になるんか、それと備前市の議会運営規則にはのっとったら違反はねえわけ。

○石村議事係長 附帯決議案を委員会が怠ったとかということではございません。委員会では出なかったということでありまして、会議規則等に抵触するものではございません。附帯決議案と申しましても決議案でございますので、賛成者とともに連署して提出をされれば、議長はお受けして本会議の議事日程に載せられるものでございます。

○尾川委員 だから、委員会でそういう話が出てなかったということは委員会重視ということから考えたらちょっと困難じゃねんか。そんなことはねん。

○橋本委員長 ちょっといいですか。

これは提案者が田原議員ということで厚生文教委員会には所属しとられんと。それで、結果を受けて、これが本会議でまず可決されるだろうと。可決されたらこういう附帯決議をつけてほしいという動議です。

○尾川委員 そりゃわかるけど、そういう手順が本当に正当な手順なんですかと言よん。それをこれからの議会運営に採用していくんですかということと言ようる。

○橋本委員長 それは今事務局が答弁したように、一般的には委員会のときに附帯決議がつくんですけども、今回はついてないと。本会議でそれをつけようということでの動議ですので、ルール違反ではないという説明だったかと思います。

ここで日程を追加するか否かということだけなんです。

○尾川委員 そのことについて日程追加をするかどうかは、賛否を問うわけ。

○橋本委員長 そうです。

○石村議事係長 本会議を再開後、議長は、動議が成立しておりますので本件を日程に追加して審議するかどうかをまず諮られます。日程追加が可決されましたら直ちに審議に入りたいというのが事務局の案でございます。

○尾川委員 だから、ここで議運では要するに日程追加せざるを得ん、何も賛否問うわけじゃねんじゃろ、ここで。ええ悪いをここで判断するわけじゃねんじゃろ。

認めにやあしょうがねんじゃろ。

○石村議事係長 諮らざるを得ません。

○尾川委員 そうじゃろ。

○掛谷委員 それなら、何のための議運なん。

○尾川委員 そうじゃが、そうじゃそういうことになる。

○石村議事係長 ですから、日程追加ですのでそういう議事が入りますという議会運営委員会へ

の御報告と、それから議員提出の議案については議運の協議を経てということ、日程が追加された場合の日程追加のタイミング、それから審議方法については、本会議で即決したいというのが事務局の提案でございますので、そのあたりを御協議いただきたいと考えております。

○尾川委員 協議をせえということなんじゃろ、今回。協議が調わなんたらどうなるん。でも、これが認められるのに協議してまともなんたら仕方ねんじゃねん。そんな協議が要るんか言よん、そうじゃろ。

○石村議事係長 議案については、市長提出であっても議員提出であっても、その審議方法については議運を経て本会議で審議をされていると思います。今回議案が議員から提出されておりますので、その審議方法については御協議いただかないといけませんし、日程についてもそのあたりを御理解の上で議事を進めたいと考えております。

○橋本委員長 先ほど事務局が説明したとおり、審議の方法については開会したらまず議長が議場にこれを日程に追加するか否かを諮って、可決をされた場合には発議者が提案理由を述べて、それに対する質疑があって、その後に事務局の考えでは即決したいということのようでございます。そこら辺の審議方法について、委員の皆さん御了解をいただけますか。

○掛谷委員 どちらにしてもそれが出てくるんですから、きょうやろうがいつやろうが同じなら、もう即決でいいと思います。

○尾川委員 例えば委員会へ戻して附帯決議について質疑をしたりするという手順はねん。その辺はよう調べとん。今の運営方法で間違いねんじゃろうな、そりゃ。疑うわけじゃねえけど。先例がねえんじゃから。その辺よう調べていろんな説がどうせあると思うんじゃ、もめとるけん。それをようせんと、これからいつもそんなことをせにやあならんことになるぞ、何でもが。同じ請願が出てきょうのと一緒で。

○石村議事係長 議案第46号を委員会に戻せるかどうかということでございますが、本会議では本案が原案のとおり可決されておりますので、委員会に戻すことは不可能と考えます。タイミング的にここ出てきましたので、合併後は初めての事例と思います。これから先こういったケースをどうするかというのは今後の議運の議題になるかとは思いますが、今この時点では発議案がもう提出されておりますので、日程追加を諮って、日程追加が否決されましても案自体は提出されておりますから、次の会議には議長はもう議事にのせざるを得ないというふうに考えます。

○橋本委員長 きょうやるか後日やるかだけの違いです。

よろしいか、即決という格好で。もし日程追加が可決された場合には即決ということによろしいか。

○尾川委員 ちよつともう一遍。日程が可決されるされんいうて、されなんだ場合というのはそういうことがあるわけ。受けざるを得んのじゃねん。

○石村議事係長 動議が成立しておりますので、日程に追加するかどうかをまず諮ります。これから諮るのは日程に追加するかどうかを諮っていただいて、それが過半数で可決されましたら、

日程に追加してその議案を審議してよいということですので、それからその発議案の可否をもう一回諮っていただくようになります。

○橋本委員長 もし否決された場合には、後日議長がもう日程に入れざるを得ないということになります。

よろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、議会運営委員会を閉じさせていただきます。

御苦労さまでございました。

午前10時49分 閉会